

区市町村向け
公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

東京の木多摩産材等と触れあう場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、モデル的な公共施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進します。

<事業概要>

区市町村が設置または整備する施設において、木材を活用したモデル的な施設整備を支援

(1) 対象施設

区市町村立施設

小・中学校、児童館、図書館、博物館、公園
陸上競技場、体育館、病院、保健センター等

(2) 対象行為等

対 象	木材利用推進方針 策定の有無	使用木材
木造化、内装木質化 木製什器、木製遊具	必 要	東京の木多摩産材
木製外構施設 木塀、門扉、パーゴラ ベンチ、デッキ等	不 要	国産木材 うち東京の木多摩産材を 3割以上使用

*継続した木材利用を促すため、木材利用推進方針を策定した区市町村に対して補助

*国産木材の利用を促進し、木塀等の設置を加速化するため、外構施設においては要件を緩和

*上記と併せ、東京の木多摩産材等や東京の森林についてPR頂くことが条件となります

(3) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（「○補助金の上限額」を参照）

※ 債務負担行為（3ヵ年）も対象となります

(4) 事業手続き等の見直し（令和7年度～）

事業を適正かつ円滑に行うため、令和7年度より事業実施要領等が一部改正されます。

詳しくは、最終ページの補足説明をご参照ください。

お問い合わせは、東京都 産業労働局 農林水産部 森林課
森づくり推進担当 ☎03(5000)7198まで

○ 支援の対象事業

区 分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に 東京の木 多摩産材をあらわしで使用する木造建築物 ➤ 混構造建築物の場合は、木造部分
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として 東京の木 多摩産材を使用する内装木質化 ➤ 東京の木 多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.01㎡以上
木製遊具の整備	東京の木 多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備 ➤ 東京の木 多摩産材の使用量は、製品個々に1㎡当たり0.08㎡以上
木製什器の整備	東京の木 多摩産材を使用した木製什器の整備 ➤ 東京の木 多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の 30% 以上
木製外構施設の整備	東京の木 多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ➤ 東京の木 多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012㎡以上(うち 東京の木 多摩産材の使用割合 30% 以上)

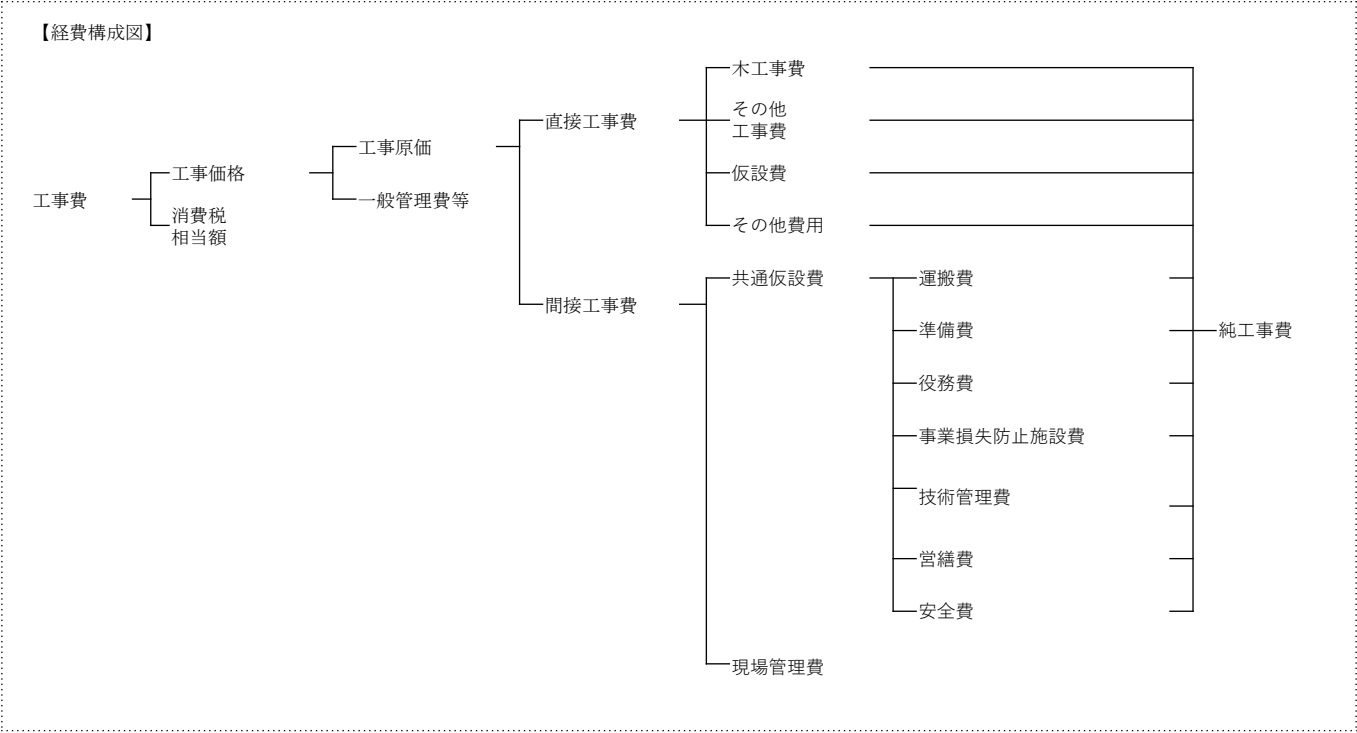
(注)・いずれも、使用する**東京の木**多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。
・木の良さが伝わりにくい素材は、原料に多摩産材が使われていても対象外とする。

○ 支援の対象経費

区 分	事業の内容
木造化(建築物の構造材として 東京の木 多摩産材を使用する木造化)に係る経費	天井、柱、梁(はり)等の木造工事のうち、 東京の木 多摩産材を構造材として使用する部分の 設計費 、 工事費 (※1)
内装木質化(床、壁、建具等の仕上材として 東京の木 多摩産材を使用する内装木質化)に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、 東京の木 多摩産材を仕上げ材として使用する部分の 工事費 (※1) ➤ 東京の木 多摩産材の使用量は、1㎡当たり0.01㎡以上
木製遊具の整備(東京の木 多摩産材を使用した定置型遊具の整備)に係る経費	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費(※1)・安全対策費(※2) ➤ 東京の木 多摩産材の使用量は、製品個々に1㎡当たり0.08㎡以上
木製什器の整備(東京の木 多摩産材を使用した木製什器の整備)に係る経費	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費 ➤ 東京の木 多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の 30% 以上
木製外構施設の整備(東京の木 多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備)に係る経費	木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費(※1) ➤ 東京の木 多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012㎡以上(うち 東京の木 多摩産材の利用割合 30% 以上)

(注) 1 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。
2 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとする。

(※1) 工事費は経費構成図のとおりとし、それぞれ以下に掲げる経費とします。



(※2) 安全対策費は、木製遊具利用者の転落事故等に備え、安全性を高めるため木製遊具と一体的に整備するための経費となります。
[例] 遊具下のゴムチップ舗装（衝撃緩和対策）

○ 補助金の上限額

区 分		上限額
単年度事業	木造化事業	工事費 1区市町村当たり単年度6,000万円
		設計費 1区市町村当たり単年度3,000万円
	木造化事業以外	木造化事業を除き総額で 1区市町村当たり単年度3,000万円
債務負担事業		全額を事業開始年度の補助金額として 単年度事業の各事業に合算

(注) ・都の予算枠の範囲内にて、最終ページの補足説明の事業スケジュールにより実施が基本となります。
都の予算枠に余裕がある場合は、事業スケジュール以降であっても、受付は可能です。
・債務負担事業は、単年度事業と予算のうえで、別枠ではありませんので、ご注意ください。。

補足説明 令和7年度の主な改正点および留意点

1. 事業スケジュールの見直し

これまで行っていた要望調査の流れを見直し、次の手順で実施することとします。

(1) 事業予定調書の提出

事業前年度の7月末日をめぐに、事業予定調書（事業予定額、事業区分等を記載）を提出していただき、事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとします。

具体的には、当該調書は、翌年度予算の基礎資料となります。

(2) ヒアリング調書の提出

事業前年度の2月末日をめぐに、ヒアリング調書（事業の要望額、事業区分、事業計画内容等を記載）を提出していただき、ヒアリングを実施のうえ、予算の予定額の範囲内にて、事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとします。

2. 「東京の木多摩産材」の表記について

この事業における「東京の木多摩産材」は、東京の木多摩産材認証協議会が認証した認証材を指し、一般的に使われる「多摩産材」と区別するために、「東京の木多摩産材」と表記しています。

3. 申請窓口の一元化（令和6年度～）

これまでは、計画承認申請までの手続きは森林課で一律に対応していましたが、都の担当者と事業者の相互理解を深め事業が円滑に進むよう、計画承認申請の段階から、都の窓口を以下のとおり一元化しました。

23区：森林課 ／ 市町村：森林事務所 ／ 島しょ：各支庁産業課